

2 赤ちゃんが生まれたら

妊娠期・
出産期



ご出産おめでとうございます。出産後しばらくは、お母さんの体と心の安定のためにも、赤ちゃんと一緒に過ごす必要があります。周りの協力を得ながら、ゆっくり子育てライフをスタートしましょう。

① 出生届を提出しましょう

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含む14日以内に出生届を市民窓口課または栄・下田サービスセンターに提出しましょう。親の住所地、親の本籍地、子どもの出生地のいずれの市区町村役場でも届出をすることができます。

〈持ち物〉・出生証明書(出生届の右側部分で、病院や診療所などで証明されます。)

・母子健康手帳及び出生連絡票 ・妊産婦医療費受給者証

・児童手当の受給者名義の預貯金通帳 ・父母のマイナンバーが分かるもの

〈問合せ〉市民窓口課 市民総合窓口係 ☎34-5540

出生届



② 出生届の提出と一緒に手続きしましょう

医療保険制度への加入

赤ちゃんは医療機関にかかる機会が多いことから、なるべく早めに医療保険制度への加入手続きをしましょう。

① 自営業など国民健康保険に加入している方

母子健康手帳をご持参の上、市民窓口課、栄・下田サービスセンターへおいでください。

② サラリーマンなどその他の健康保険に加入している方

勤務先の健康保険組合、または全国健康保険協会(協会けんぽ)で別途加入手続きをしてください。

〈問合せ〉①は健康づくり課 国保係 ☎34-5442

②は勤務先の健康保険組合または全国健康保険協会



子ども医療費助成

子どもの医療費にかかる自己負担額(保険診療分のみ対象)から次の一部負担金などを差し引いた額が助成されます。

〈助成対象期間〉通院・入院ともに出生から18歳となる年度まで

〈一部負担金〉・通院 1日につき 530円(医療機関ごと 月4日まで、5日目以降無料)

・入院 1日につき 1,200円 ・訪問看護 1日につき 250円

・調剤 一部負担金はいただきません。

〈申請に必要なもの〉子どもの加入保険情報が分かる書類

〈問合せ〉子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113



児童手当

児童手当は高校生年代まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母などに支給されます。誕生日の翌日、または転入前の住所地での転出予定日の翌日から15日以内に、手続きを行ってください。公務員の方は勤務先で申請してください。

〈申請に必要なもの〉受給者・配偶者のマイナンバー、受給者名義の預金通帳、その他必要に応じて書類の提出を求められることがあります。

〈問合せ〉子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113



出産育児一時金

国保や社会保険等に加入している妊娠12週以降の方が出産した場合、出産育児一時金として1児につき原則50万円(※)が支給されます。なお、国民健康保険以外の方は、内容が異なる場合がありますので、ご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。



直接支払制度

三条市国保の方で直接支払制度を利用される方は、医療機関等の窓口でお手続きください。

また、出産費用が50万円(※)未満の場合は、その差額を受け取ることができますので、市の窓口で申請をしてください。詳しくは健康づくり課へお問い合わせください。

※産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産したときは48万8千円

〈問合せ〉健康づくり課 国保係 ☎34-5442

③ 健やかな成長・発達のために

新生児聴覚検査

聴覚障害を早期に発見し、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限にするため、新生児を対象に聴覚検査費用を助成します。妊娠届出時に受診票を交付します。



〈健診内容〉 耳音響放射(OAE)又は自動聴性脳幹反応(ABR又はAABR)

〈必要なもの〉 検査時に母子健康手帳、受診票を提出

〈問合せ〉 子ども家庭サポートセンター ☎45-1114

未熟児養育医療

未熟児で、医師が入院療養の必要を認めた場合に、指定養育医療機関において、入院した医療費の一部または全部を公費で負担します。世帯の所得に応じて自己負担があります。



〈対象者〉 ・出生時体重が2,000グラム以下の場合 ・身体の発育が未熟なまま生まれた乳児

〈申請に必要なもの〉 養育医療意見書、子どもの加入保険情報が分かる書類、マイナンバー

〈問合せ〉 子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113

こんにちは赤ちゃん訪問

お母さんが安心して子育てをし、赤ちゃんが健やかに成長できるよう、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭に、訪問を実施します。また、伴走型出産・子育て応援事業を併せて実施します。

①産婦・乳児訪問指導

保護者からの希望に基づき、助産師が訪問し、計測や相談、指導を実施します。

〈対象者〉 生後2か月以内の赤ちゃんとそのお母さん

〈内容〉 赤ちゃんの計測、育児相談/お母さんの血圧測定、産後の相談

〈回数〉 生後2か月以内に1回

〈申込み方法〉 母子健康手帳の最後のページにある『出生連絡票』を記入し、出生届と一緒に窓口へ提出してください。提出先は、市民窓口課、栄・下田サービスセンターです。郵送でも提出できます。

②乳児訪問

産婦・乳児訪問指導の希望がなかった家庭に対し、看護師等が訪問します。

〈対象者〉 生後4か月以内の赤ちゃんのいる家庭

〈内容〉 育児に関する不安や悩みへの相談/子育て支援に関する情報提供

〈回数〉 生後4か月以内に1回

〈問合せ〉 子ども家庭サポートセンター ☎45-1114



利用者の声 ～産婦・乳児訪問指導利用者より～

初めての出産・子育ては、毎日「母乳は足りているのか、ほほの湿疹は何か…」と心配、疑問だらけでした。育児書やネットで調べても悩むことが多く、そんな中での助産師さんの訪問は、直接赤ちゃんをみてもらい、悩みを相談できて、とても気持ちが楽になり助かりました。



出産祝い品「ベビ♥パケ」のプレゼント

〈対象者〉市内にお住まいの乳児の保護者

〈内容〉市民窓口課、栄・下田サービスセンターに出生届を提出する際、「ベビ♥パケ」(子育て家庭を応援する気持ちを詰め込んだベビーパッケージと紙おむつ用ごみ袋100枚)をプレゼントします。

なお、里帰り出産等により他市区町村において出生届を提出された場合も、プレゼントしますので、各種手続等により市役所に来庁された際に、お問い合わせください。

※紙おむつ用ごみ袋100枚については、転入で市内に住所を有することになった1歳未満の乳児の保護者の方にもプレゼントします。

〈問合せ〉子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113



ブックスタート

赤ちゃんとの絵本を開く楽しい体験とともに、読書に対するきっかけ作りをします。10か月児健康相談会(P15参照)と合わせて実施しており、参加者にはブックスタートパックとして絵本2冊、ブックリスト、布バッグ等をプレゼントしています。

〈必要なもの〉母子健康手帳、事前に送付するブックスタート引換券

〈問合せ〉図書館 ☎32-0657



小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性疾患のうち特定疾患の治療についての医療費の一部又は全部を公費で負担する制度です。

〈対象者〉原則として新潟県内に居住している18歳未満で、対象疾患にかかっており、かつ、認定基準を満たす方

※認定後は20歳未満まで延長ができます。

〈対象疾患〉悪性新生物、慢性腎疾患群、慢性呼吸器疾患群、慢性心疾患群、内分泌疾患群、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患群、免疫疾患群、神経・筋疾患群、慢性消化器疾患群、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患群、脈管系疾患群

※各疾患群ごとに対象となる疾病名及びその状態の程度が決まっています。

〈問合せ〉三条地域振興局 健康福祉環境部 地域保健課 ☎0256-36-2291

④産婦の健康のために

産婦健康診査

産後間もない母親のこころとからだの健康保持や産後うつ予防など、産後1か月頃に受診する産婦健康診査費用を助成します。妊娠届出時に受診票を交付します。

〈健診内容〉問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、メンタルチェック

※上記以外の検査が必要な場合は、自己負担となります。

〈必要なもの〉受診時に母子健康手帳、受診票を提出

〈問合せ〉子ども家庭サポートセンター ☎45-1114

産後ケア事業

出産後の体の回復や育児などに不安を持つ母親が、子どもと一緒に医療機関等に宿泊又は通所して、心身のケアや授乳指導などを受けることができます。

〈対象者〉市内にお住まいの、産後1年未満の産婦及び乳児で次の項目に該当する方

- ・家族などから十分な家事、育児の援助が受けられない
- ・産後に心身の不調や育児不安などがある

〈内容〉

	利用方法	利用期間	ケアの内容
短期入所型	医療機関等に宿泊してケアを受ける	7日間まで	①母親の身体的ケア、保健指導、栄養指導 ②母親の心理的ケア
通所型	医療機関等に通って(日帰り)ケアを受ける	30日間まで	③沐浴や授乳などの指導

〈産後ケア事業実施医療機関〉

利用できる医療機関や類型(短期入所型、通所型)、利用料金等は事前にお問い合わせください。

〈自己負担額〉医療機関の1日当たりの産後ケア利用料金から次の市の委託料を差し引いた額

〈市の委託料(1人1日当たり)〉

	市民税課税世帯
短期入所型	29,000円
通所型	19,000円

※利用料金は各医療機関で異なります。(市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料です。)

〈問合せ〉子ども家庭サポートセンター ☎45-1114

ご存知ですか？ サンキッズカード

三条市では子育て支援事業の一つとして、市内に住所を有する方で、18歳に達する年度末までの子を3人以上養育する保護者及びその保護者と同居する、もしくは同一敷地内に居住する祖父母を対象として「サンキッズカード」を発行しています。

このサンキッズカードを提示することにより、市内約350店のサンキッズカード事業協賛店において割引などのサービスを受けることができます。

中でも、4つの金融機関での預金金利やローン金利の優遇、市内大手スーパーでの割引サービスは、カードを持っている方から、非常に好評を得ています。

該当になっているご家庭で、まだ発行されていない方や3人目のお子さんを出産された方は、ぜひサンキッズカードをご利用ください。



サンキッズカード事業協賛店ステッカー

〈問合せ〉子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113

子育て支援情報メールを配信しています！

子育て関連のイベント情報、保育所の入所手続に関する情報など、子育てに役立つ情報をメールで配信しています。登録方法は、市の子育て支援サイトをご確認ください。

〈登録用アドレス〉mail.sanjo-city@raidan2.ktaiwork.jp

〈問合せ〉子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113



こちらのサイトからメールを送信できます。